

グリーンヒル三郷山排水処理施設電気調達契約書（案）

城南衛生管理組合（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山排水処理施設（以下「三郷山排水処理施設」という。）で使用する電気の調達に関し、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、この契約の条項及び三郷山排水処理施設電気調達仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、三郷山排水処理施設で使用する電気を需要に応じて全量供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

（1）契約電力

各月の契約電力は、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

（2）契約金額

ア 基本料金単価 別紙（1）のとおり

イ 電力量料金単価 別紙（2）のとおり

（3）供給場所 三郷山排水処理施設（京都府久世郡久御山町佐古梶石1－3）

（4）契約期間 令和8年〇月〇日から令和9年4月21日まで

（5）供給期間 令和8年4月22日0時から令和9年4月21日24時まで

（6）供給仕様等 仕様書のとおり

（7）契約保証金 免除

（権利義務譲渡の禁止）

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第4条 発注者及び受注者は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約に関する事項及びこの契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。第2条第4号に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）終了後及びこの契約の解除後においても同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

(計量及び検査)

第5条 受注者は、発注者が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を毎月22日の0時から翌月21日の24時までの期間（以下「計量期間」という。）に電力量計に記録された値により計量し、その結果について、発注者が別に指定する発注者の職員による検査を受けるものとする。ただし、遠隔検針の場合はこの限りでない。

(料金の計算)

第6条 毎月の電気料金の算定方法は、下表のとおりとする。

項目	算定方法
① 基本料金	第2条第1号に定める契約電力に第2条第2号アに定める基本料金単価を乗じて得た額。ただし、計量期間において全く電気の使用がなかったときは、更に0.5を乗じて得た額とする。
② 力率修正額	第7条で定める力率が85%を上回る場合は、その上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る場合は、その下回る1%につき基本料金を1%割増しする。
③ 電力量料金	使用電力量に第2条第2号イに定める電力量料金単価を乗じて得た額
④ 燃料費調整額等	使用電力量に第8条に定める燃料費調整単価等を乗じて得た額
⑤ 再生可能エネルギー発電促進賦課金	使用電力量に第9条に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価を乗じて得た額

2 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

3 第1項の表の①～④の各項目は、1円以下小数点第2位まで求める。

4 第1項の表の⑤の項目は、1円未満の端数は切り捨てる。

5 電力料金は、第1項の表の①～⑤により算出した額の合計とし、1円未満の端数は切り捨てる。

6 第1項の規定により電気料金を算定する場合において、各料金単価に消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）を含まないときは、第1項の規定により算定した電気料金に消費税等相当額を加えるものとする。

(力率)

第7条 力率は、その1月のうち、毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合は、その瞬間力率は100%とする。）。ただし、計量期間において全く電気の使用がなかったときは、力率を85%とする。

2 平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率（％）} = \text{有効電力量} \div \sqrt{\left(\text{有効電力量}\right)^2 + \left(\text{無効電力量}\right)^2} \times 100$$

（燃料費調整単価等）

第 8 条 燃料費調整単価及び市場価格調整単価は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件により算定される単価とする。

（再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価）

第 9 条 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 32 条第 2 項の規定に基づく納付金単価を定める告示により定められた単価とする。

（代金の支払）

第 10 条 受注者は、第 5 条の規定による検査に合格したとき（遠隔検針の場合は、検針したとき）は、月ごとに第 6 条により算定される電力料金（以下「代金」という。）を計量期間の翌月に、発注者に適法な請求書によって速やかに請求するものとする。なお、請求は検針日の翌日から起算して原則 8 日以内に行うこととする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受領したときは、検針日の翌日から起算して原則 30 日目の日（以下「支払日」という。）までに、代金を受注者に支払うこととする。ただし、支払日が日曜日又は銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」という。）に該当する場合は、支払日を翌日とする。また、翌日が日曜日又は休日に該当するときは、更にその翌日とする。

（延滞利息）

第 11 条 発注者が発注者の責めに帰すべき事由により、支払日を経過してなお代金を支払わない場合、受注者は、延滞利息を発注者に請求することができる。

2 前項の延滞利息は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件又は一般送配電事業者が定める託送供給約款（以下「託送供給約款等」という。）に準じて算定された金額とする。

3 発注者は、第 1 項の請求を受けたときは、これを受注者に支払うものとする。

（発注者の契約解除権）

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、その理由を受注者に通知して契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により契約に違反があったとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(受注者の契約解除権)

第 13 条 受注者は、発注者がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を発注者に通知して契約を解除することができる。

(契約の変更)

第 14 条 この契約の締結後、契約内容の変更が必要になったときは、発注者と受注者で協議のうえ、変更することができる。

2 契約期間内に契約電力を変更するときは、発注者は受注者の約款の規定により受注者に清算金を支払うものとし、変更に伴い工事費等が発生した場合は受注者の約款の規定により受注者にこれを支払うものとする。

(談合に係る解除)

第 15 条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が同法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、同法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

（暴力団排除に係る解除）

第 16 条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約に当たって、その相手方が第 1 号から第 5 号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者がこの契約の履行に当たり、第三者と契約を締結する際、第 1 号から第 5 号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（違約金）

第 17 条 受注者は、前 2 条の規定により契約を解除されたときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による支払金額の十分の一に相当する額を発注者に違約金として直ちに支払わなければならない。

(損害賠償等)

第 18 条 発注者は、第 12 条第 1 項の規定により契約を解除した場合において、自己に損害が生じたときは、受注者に対してその損害の賠償を求めることができるものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者から請求があったときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。

3 第 1 項の賠償の額は、発注者と受注者で協議して定める。

4 契約期間内に、発注者に帰すべき事由によりこの契約が解除された場合は、発注者は受注者の約款の規定により受注者に清算金を支払うものとし、解除に伴い工事費等が発生した場合は受注者の約款の規定により受注者にこれを支払うものとする。

(疑義等の決定)

第 19 条 この契約書に定めのない事項については、法令（城南衛生管理組合の条例等を含む。）及び受注者の約款、託送供給約款等に定めるところによるほか、発注者と受注者で協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、発注者、受注者各 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇〇日

(発注者) 住 所 京都府宇治市宇治折居 18 番地
名 称 城南衛生管理組合
代表者 管理者 松村 淳子

(受注者) 住 所 ○○○○○○○○○
名 称 ○○○○○○○○○
代表者 ○○○○○○○○○

別紙

(1) 基本料金単価

〇〇〇.〇〇円 (1 kW、1 月当たり)

(2) 電力量料金単価

夏季料金 〇〇.〇〇円 (1 kW h 当たり)

その他季料金 〇〇.〇〇円 (1 kW h 当たり)

(夏季は毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日まで、その他季は毎年 10 月 1 日から 6 月 30 日までの期間)

※ 各単価は、消費税等相当額を (含む・含まない) ものとする。